特定非営利活動法人 日本冠疾患学会定款施行細則

第1条 会費年額は次のとおりとする.

- (1) 正会員(医師・非医師):10、000円
- (2) 役員・評議員:12、000円
- (3) FJCA (特別正会員): 27、000円
- (4) 賛助会員:1口100、000円(5口までとする)

第2条 名誉会員

役員の中から、理事会及び評議員会の議決を経て、 理事長が推戴する.

- (1) 会長経験者
- (2)役員(理事又は監事)就任が3期以上あること

第3条 役員

評議員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決 を経て、理事長が任命する.

- (1)審査申請・更新時に65歳未満であること
- 2 理事2名の推薦を必要とする.

第4条 評議員

正会員の中から、理事会及び評議員会、総会の議決を経て、理事長が任命する.

- (1)審査申請・更新時に65歳未満であること
- (2) 原則として会員歴5年以上であること
- (3) 卒業後 15 年以上であること
- 2 理事または評議員2名の推薦を必要とする.
- 3 評議員の任期は2年とし、更新の年の総会日から 始まり、翌々年の総会日に終わる.任期2年に満 たない者も、更新の年の総会日に終わる.ただし、 何れも再任は妨げない.
- 4 正当な理由なく連続3年間にわたり評議員会を 欠席したものは、次期の評議員資格を失う.

第5条 学術集会会長

理事、評議員の中から、理事会及び評議員会、 総会の議決を経て、理事長が任命する.

第6条 運営委員会

本会におく委員会は次の通りとする.

- 総務委員会
- · 財務委員会
- 編集委員会

- 研究対策委員会
- 渉外広報委員会
- · 将来計画委員会
- 行賞委員会
- 保険対策委員会
- ・ FJCA 委員会
- 教育委員会
- 医療安全対策・倫理委員会
- 救急医療検討委員会
- COI 委員会
- ・ハートチームのあり方検討委員会
- 2 委員長は運営委員会、理事会の議を経て理事長が 任命する.
- 3 委員は役員、評議員の中から、委員長が若干名を 指名し、理事会の議決を経て、理事長が任命する.
- 4 目的・機能・委員会の定数・設置期間その他運営 に関する必要事項は運営委員会、理事会において 定める.
- 5 FJCA 委員会を資格審査委員会とする.

附則

- 1 特定非営利活動法人 日本冠疾患学会定款施行 細則は、平成19年12月13日から適用される.
- 2 第1条一般会員会費の変更、役員・評議員会費 の追加、および第2条から第6条の追加、平成 21年10月1日から適用される.
- 3 第1条会員種別の変更、FJCA (特別正会員) の追加、および第6条の特別正会員制度準備 委員会名変更、第6条5の追加、平成21年12月 17日から適用される.
- 4 第6条2つの委員会名の追加、平成25年10月 1日から適用される.
- 5 第6条1つの委員会名の追加、平成25年12月 12日から適用される.